

●編集・発行 さいたま市消費生活総合センター

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階 TEL.048-643-2239 FAX.048-643-2247



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたましょうこちゃん

クーリング・オフって何？

クーリング・オフとは消費者がいったん申し込みや契約の締結をした場合でも、頭を冷やし冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

取引形態	内 容	適用期間
訪問販売	消費者の自宅、店舗や営業所以外の場所での契約（キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法などを含む）	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法	20日間
特定継続的役務提供	エステ、美容医療サービス、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス 上記のうち、契約金額が5万円以上かつ、期間が2か月以上（エステ、美容医療サービスは1か月以上）の契約	8日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法など	20日間
訪問購入	消費者の自宅などでの買取	8日間

※クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算します。

※通信販売には、クーリング・オフ制度の適用はありません。

クーリング・オフの方法

- ・クーリング・オフの通知は、はがきなどの書面で行います。
※2022年6月1日以降は改正特定商取引法に基づき電磁的記録（メールなど）でのクーリング・オフも有効です。
- ・通知は「特定記録郵便」や「簡易書留」など発信の記録が残る方法で送り、書面の両面のコピーを取っておきましょう。
また、電子メールの場合は送信メールを保存しておきましょう。
- ・コピーや送付記録は保管しておきましょう。
- ・クレジット契約している場合は、販売会社とクレジット会社に対し、同時に通知しておきましょう。

はがき記入例

■■■■■■■■ ○○県○○市○町 ○丁目○番○号 株式会社○○ 代表者○○様	通知書 次の契約を解除します。 契約年月日 商品名 契約金額 販売会社 担当者名 支払った代金○○円を返金し、商品を引き取ってください。 ○年○月○日 (契約者住所) (契約者氏名)
---	--

不安に感じた時や困った時には、消費生活センターに相談しましょう。

情報商材の契約トラブル にご注意ください！



「情報商材」はインターネットの通信販売などで副業、投資、ギャンブルなどで高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報のことです。

情報商材は、契約前に中身を確認することができません。購入したらあまり価値のない情報だったという場合もあるため、少しでも怪しいと思ったら、契約しないことが大切です。

事例 1

副業のため情報商材を購入したが、説明と異なり儲からずカード会社への返済で困窮している。



事例 2

全額返金保証との情報商材を申込んだが、稼ぐことが難しいと感じ、返金を求めても返金してもらえない。



しょうこちゃんからのアドバイス

- ・うまい話はありません！
「簡単に稼げる」「高額収入」「返金保証」といった広告や説明には注意しましょう。
- ・友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、必要のない契約はきっぱり断りましょう。
- ・クレジットカードの高額決済や借金をしてまで、契約をしないでください。



不用品を買い取ると電話があり来訪した業者や、突然訪問した業者に、十分な説明もないまま強引に貴金属を安価で買い取られてしまったというような相談が寄せられています。

不用品の訪問買い取りトラブルについて、注意するポイントを、しょうこちゃんと確認しましょう！

ポイント 1

不要な勧誘はきっぱりと断りましょう！



ポイント 2

売りたいものが見えない、また出したりしないようにしましょう。



ポイント 3

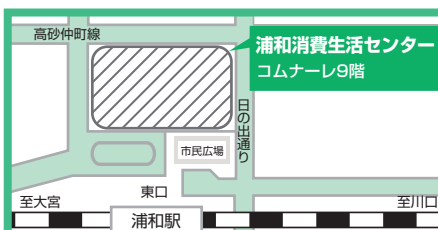
訪問を依頼する場合は、一人では対応せず、家族などと一緒に対応するようにしましょう。



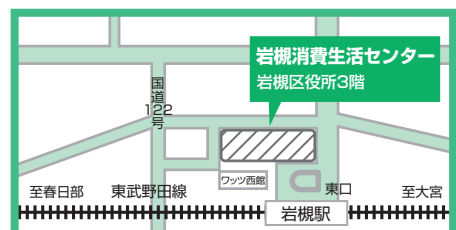
消費生活相談窓口



消費生活総合センター
JACK大宮6階
☎ 048-645-3421 (相談窓口)
☎ 048-643-2247
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 9時～17時
※受付は16時30分まで



浦和消費生活センター
コーナーレ9階
☎ 048-871-0164 (相談窓口)
☎ 048-883-4893
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 9時～17時
※受付は16時30分まで



岩槻消費生活センター
岩槻区役所3階
☎ 048-749-6191 (相談窓口)
☎ 048-749-6193
相談受付 月曜～金曜日
相談時間 9時～12時、13時～17時
※受付は16時30分まで

日曜日の電話相談 9時～16時 ☎ 048-645-3421 ☎ 048-643-2247

※祝休日、年末年始 除く

〈お問い合わせ〉さいたま市消費生活総合センター TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索



このくらしの情報は、2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は27円です。